

令和7年度第3回廿日市市総合教育会議 会議録

- 1 日時 令和8年3月27日（金）
開会15時00分 閉会17時00分
- 2 会場 廿日市市役所 701会議室
- 3 出席者（構成員）

市長	松本 太郎
教育長	生田 徳廉
教育委員	山川 肖美（教育長職務代理者）
教育委員	石角 剛
教育委員	古谷 正樹
教育委員	北川 千幸（欠席）
教育委員	正原 大嗣

（市出席所属）

- 【市長部局】子育て担当部長、宮島企画調整課、まちづくり支援課、中山間地域振興室、スポーツ推進課、こども課、子育て応援室
- 【教育委員会】教育部長、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、文化財課
- 【事務局】経営企画部長、経営政策課

○事務局（堀江課長）

定刻となりましたので、令和7年度第3回総合教育会議を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます経営政策課の堀江でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は公開の下、開催をさせていただき、議事録を公表することとしておりますので、よろしくお願いいたします。本日、傍聴の方もおられますので、あらかじめご報告をしておきます。

本日の会議でございますが、お手元でございます次第に沿って進めてまいります。

初めに、次第2、廿日市市長の松本からご挨拶を申し上げます。市長、よろしくお願い致します。

○松本市長

皆さん、こんにちは。

第3回廿日市市総合教育会議、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素から本市の教育行政に多大なるご尽力を賜っておりますこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございます。

前回のこの会議では、第3期の廿日市市教育大綱（案）と廿日市市子ども計画（案）についてご説明を申し上げました。その際、委員の皆様から貴重なご意見等を賜り、その内容を修正、充実を図りまして、本日は皆様にそれをご確認いただきたいと考えております。

また、令和8年度は新たに本市の最上位計画であります総合計画がスタートいたします。これははつかいち未来ビジョン2035と申します。このビジョンに基づいて、子ども、子育て、教育、さらには生涯学習、スポーツ、文化をはじめとする各分野の施策を着実に推進していきたいと考えております。

また、先だって3月定例議会におきまして議決いただきました令和8年度の予算のうち、本日は子育てや教育に関連する事業の内容等についてご説明させていただきます。

委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場で率直なご意見を頂戴しつつ、今後の施策のさらなる充実につなげてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

○事務局（堀江課長）

ありがとうございました。

それでは、次に次第3、本日の出席者でございます。お手元に配付しております配席表及び名簿をもってご紹介に代えさせていただきます。ご了承ください。

本日は、山川委員は遅れて会議に参加をされます。また、北川委員はご欠席となっております。

なお、本日の議題の関係で、議事に関する部長並びに関係所属長を市のほうから同席させていただきます。こちらにつきましても、名簿及び配席表にてご確認ください。

続きまして、次第4、協議事項でございます。本日、協議事項は2件でございます。協議事項の終了後、次第5、報告事項に移ります。

それでは、ここからの議事進行につきましては、市長により行います。市長、よろしくお願いいたします。

○松本市長

それでは、最初に協議事項（1）第3期廿日市市教育大綱（案）についてです。事務局から説明を求めます。

○事務局（福田係長）

経営政策課、福田と申します。私のほうから着座にて説明させていただきます。失礼します。

それでは、資料1をご覧ください。第3期廿日市市教育大綱の案です。

では、1枚めくっていただきまして、2ページをご覧ください。

前回会議でご提示した案から、委員の皆様のご意見等を踏まえて修正した箇所が分かるよう、点線の囲みの中に該当部分や委員からのご意見、内容、修正案、修正の意図などを記載しています。また、計画の本文の赤書き部分にその修正した該当箇所を記載しております。また、参考資料として配付しています前回会議の会議録の該当ページを記載しておりますので、必要に応じて併せてご覧ください。

それでは、順に説明いたします。

2の基本理念です。基本理念は、「「ふるさと廿日市」に愛着と誇りをもち、ともに未来を創る人づくり」としています。

①、赤字のところですが、説明文の「「自らが社会を創り出す」という意識と人づくり」のところ、「ともに未来を創る」、「「自らが社会を創り出す」という意識と人づくり」を、基本理念に反映し、「「ともに未来を創る」という意識と人づくり」としてはどうかというご意見をいただきました。この意見のとおり修正させていただきます。

②、同じく説明文の「さらに新たな学びを育む」の部分について、「育む」というのは今あるものを成長、発展させるというニュアンスがあり、ここでの「新たな」という言葉は、創り出す、創造するという意味があるので、「さらに新たな学びを創り出す」のほうがよいのではという意見がありまして、意見のとおり修正させていただいております。

続きまして、3ページをご覧ください。

基本方針①のところですが、こちらは「みんなでつながり、こどもの育ちを支えます」としてありますが、こちらについては修正意見はありませんでしたので、前回会議からの修正はありません。

1枚めくっていただきまして、4ページをご覧ください。

基本方針の②です。「こどもが自らの可能性に挑戦し、未来を切り拓くための「生きる力」を育みます」についてです。こちらについては前回、「心身の健やかな成長を促し、自らの可能性に挑戦できる力を育みます」という案をご提示しました。それを受けて委員からは、説明文では知・徳・体のバランスが取れているが、方針の言葉では「知」が分かりにくい。「こどもが自らの可能性に挑戦し、未来を切り拓くための生きる力を育みます」というような文言にすると、生きる力の中には全て含まれてくるので、単なる知識、技能の習得にとどまらず、自ら課題を見つけ、学び、主体的に判断して問題解決の力を育成するという点で、「知」を打ち出すことができるのではないかというご意見をいただきました。これを踏まえまして、意見のとおり方針②を「こどもが自らの可能性に挑戦し、未来を切り拓くための「生きる力」を育みます」と修正しました。

また、方針の修正に合わせて、説明文を「未来を切り拓く「生きる力」の育成を進めます」から「未来を切り拓く「生きる力」を育みます」というふうに修正しました。

次に、5ページをご覧ください。

基本方針③になります。「いのち」を大切にし、他者を思いやる心を育みます」についてです。説明文の「他者を大切にすることを育む取組を進めます」について、「自他を大切にすること」のほうがより意図が明確になるのではないかという意見がありました。また、「こどもたちが互いに関わり合う体験的な学びや道徳教育を充実させ」のところですが、「体験的な学び」は学習方法の一つの手法で、道徳教育と並列に置くのは違和感がある。第2期の表現を取り入れ、「こどもたちが互いに関わり合う体験活動を積極的に取り入れるとともに、道徳教育を一層推進し」としてはどうかという意見がありました。

また、「まち全体で「いのちを大切にすること」を育みます」のところは、「いのちを

大切に作る心」としてはどうか、また、括弧は取ってよいのではないかという意見がありました。

また、「他者と支え合う地域社会を目指します」は、「他者と支え合う社会」としてはどうかという意見がありました。

これらについて、方針③の説明文については、いずれもご意見のとおり修正させていただいております。

また、方針③及び前の方針②についてなんですけれども、前回の会議で、全体の方針の順序についてご意見がありまして、今回の案では方針②と③を入れ替えております。この順序は、はつかいち未来ビジョン 2035 に掲げる基本事業の構成に沿ったものであります。また、策定中の第4期廿日市市教育振興基本計画における施策の展開及び主な取組の体系とも整合しております。

続きまして、1枚めくっていただいて6ページをご覧ください。

基本方針④の「生涯にわたる「学び」を実現します」です。

方針について、前回、他の方針は「社会全体としてこうする」という表現だったが、この方針だけ「応えます」と、行政主体の表現になっているという意見がありまして、社会全体として生涯にわたる学び、例えば意欲を育む、また機会の提供などを「実現する」という表現に修正しました。

また、子どもたちは自分のことがこの方針に入っているのかという気持ちにならないか、説明文に「ワクワクする学び」など、子どもたちも入っていることを表現してはという意見があり、②のとおり冒頭に「こどもから大人まで」を、説明文に「ワクワクする学び」を盛り込みました。

さらに、学ぶことの喜び、楽しさ、学んだことを生かして人や地域社会の役に立つ、そこで満足感、充実感、幸福感を味わう。それがさらなる学びの意欲につながり、将来にわたって学び続けることにつながる。これがウェルビーイングという言葉でなくてもよいが、説明文にそれを意味する表現がほしいという意見がありました。これについては、③のとおり、人や地域に貢献し、それにより幸せを実感する、いわゆるウェルビーイングという過程を説明文に盛り込みました。

また、多少拡大解釈できる余地があってもよいのではという意見があり、これについては、方針に具体的な対象、世代を盛り込まず、①や④のとおり、説明文を「こどもから大人まで」とし、幅広い対象、世代を含むことを表すこととしました。

続きまして、7ページをご覧ください。

方針⑤「地域を知り、守り、活かし、伝え、ふるさとを未来へつなぎます」についてです。

前回会議でこちらについては方針⑤を「歴史・伝統文化・自然を知り、守り、活かし、伝え、ふるさとを未来へつなぎます」としていました。それに対して委員の方から、「歴史・伝統文化・自然」とすることで限定的になるのではないかというご意見や、ふるさと学習を考えたときには産業も含まれるのではないか、また、文化財を指すのであれば自然を落としたり、地域資源ということであれば「地域を知り」、「地域の資源を知り」という言葉でもよいのではないかといったご意見をいただきました。

これを踏まえて、①のとおり、対象に歴史、伝統文化のほか、自然や産業など幅広い地域資源が含まれるという意図から「地域を知り」に改め、方針を「地域を知り、守り、活かし、伝え、ふるさとを未来へつなぎます」と修正しました。

また、説明文の「ふるさとの魅力や文化、自然にふれる体験を充実させ」のところについても、産業が「ふるさとの魅力」に含まれるならば、歴史はどうするか、併せて検討してはという意見をいただきましたので、これを受けまして②のとおり、説明文に「産業」と「歴史」を加えて文章を修正しました。

以上が第3期廿日市市教育大綱の案です。

なお、こちらについて1月16日の金曜日から2月16日の月曜日まで、教育大綱（案）に関するパブリックコメントを実施しましたが、市民等からご意見はありませんでした。

以上で事務局からの説明を終わります。

○松本市長

ありがとうございます。

それでは、今の説明に対してご質問等ございますでしょうか。

前回ご指摘いただいたところはこのように修正させていただいて、さらにというようなことがありましたら、また挙手でよろしく願います。よろしいですか。

どうぞ。

○正原委員

正原です。

前回の会議は出席していませんでしたが、今回のご説明等をお聞きし気づいた点についてコメントしたいと思います。

6 ページ目、これは誤字の話なんですけれども、③のところで修正されている「学んだことを地域や生活の中で生かす」の「生かす」はこちらではないと思います。

もう一つ、同じく③ですが、「(ウェルビーイング) という過程を説明文に盛り込む」に対し、この修正の意図には「ウェルビーイング」と書いていただけていますが、本文には出てきていない。それは前回の指摘の中であった「ウェルビーイングという言葉でなくてもよいが」という趣旨で削ったと思う反面、一番最初の2 ページ目の基本理念で「ウェルビーイングな社会」というのも出てきているので、そこの兼ね合いでは、これがウェルビーイングを指すということで、逆にその言葉を入れてもいいと思いました。

以上です。

○事務局（福田係長）

ありがとうございます。

まず、「生かす」の漢字のところ。恐らく2種類あるかと思います。こちらは統一して修正させていただきます。ありがとうございます。

あと、先ほど言われたウェルビーイングのところは、おっしゃるとおり言葉自体は入れてはませんが、ウェルビーイングの考え方を説明文の中に盛り込んでいます。ウェルビーイングと書いたほうがより伝わりやすい、分かりやすいというご指摘だと思いますので、よろしければ、この言葉を付け加えたいと思います。

○松本市長

ありがとうございます。そのほか何かございませんでしょうか。

○山川委員

7 ページですが、方針⑤は、もう少しいろんなものが含まれるのではないかということで、地域という言葉に変えていただきました。しかし、その後が、地域を知り、ふるさとを思いにつなぐとなっているため、地域とふるさとの関係が少し難しい気がしました。可能性としてですが、「ふるさとを知り、守り、活かし、伝え、未来へつなげます」でも、全てが「ふるさとを」につながっていき、なおかつ全体の教育理念ともつながっていきま。いかがでしょうか。

○松本市長

ありがとうございます。

○事務局（福田係長）

おっしゃるとおり、整合を考えると、ふるさとにつながっていく構成がふさわしいと思

いますので、修正したいと思います。ありがとうございます。

○松本市長

ありがとうございます。

そのほか何かございませんでしょうか。

これ以上、意見がないようですので、ご指摘は事務局で修正させていただき、皆さんには後日ご報告させていただきます。ありがとうございます。

それでは、続きまして協議事項の（２）令和８年度の子育て・教育関連の主な事業についてです。事務局、説明をお願いします。

○事務局（福田係長）

それでは、資料の２をご覧ください。

こちらは令和８年度の子育て・教育関連の主な事業として、令和８年度に本市が実施する取組のうち、子育て・教育関連の主な事業についてご説明をさせていただきます。

なお、事業につきましては、これまでご議論いただいた第３期教育大綱の基本方針ごとに分けて記載をしております。

マル新あるいはマル拡と書いてある部分が中にございますが、マル新は新規の事業、マル拡は拡充した事業をそれぞれ示しております。

それでは、１ページをご覧ください。

基本方針①「みんなでつながり、子どもの育ちを支えます」に分類する事業についてです。

まず上から子どもの医療費の助成についてです。高校生年代までの医療費について、引き続き助成を行います。自己負担額は、未就学児ゼロ円、小学生から高校生年代は、通院が１回５００円、入院が５００円となっております。

次に、保育園の負担軽減についてです。認可保育園に通う０歳から２歳児の保育料について、引き続き経済的負担を軽減します。

続きまして、佐伯高校の魅力化支援についてです。地域の中学生の進学先確保及び将来の担い手育成のため、地域が一体となって佐伯高等学校の魅力化支援を行っています。

続きまして、あかちゃんオムツプレゼント事業についてです。生後３か月、６か月、９か月、満１歳の計４回、産前産後サポートセンターなどでイベントと子育て相談を開催し、おむつ２,０００円相当をプレゼントします。

続きまして、５歳児健康診査（相談）についてです。子どもの特性を早期に発見し、特

性に合わせた適切な支援を行うため、全ての5歳児を対象とした健康診査を実施し、医療機関、保育園、学校等と連携した就学へ向けた支援など必要なサポートを行います。

続きまして、2ページをご覧ください。

マル新と書いてあります産後の暮らしの応援についてです。物価高騰の影響を受けている赤ちゃんが生まれた子育て世帯が安心して産後を過ごせるよう、応援手当を支給します。

続きまして、児童養護施設退所後の支援です。児童養護施設退所後の支援を実現するため、市内児童養護施設の退所者が自立に向けたサポートを受けながら安心して過ごせる環境整備に対して補助を行います。

続きまして、こども食堂等への支援です。こども食堂等に対し、高騰する食材費等の一部を補助することで安定した運営の継続を図り、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減を目指します。

続きまして、病児・病後児保育の利用無償化についてです。働く保護者が安心して子育てをできるよう、病児保育室を利用する際の年間登録料及び利用料を令和7年4月から無償化しており、引き続き無償化します。

続きまして、医療的ケア児の受入れ枠の拡大です。医療的ケアを行う訪問看護事業者への委託業務を実施し、小学校入学に向けて、居住地域の公立保育園の受入れを行っております。

続きまして、障がい児支援の取組強化です。保育士資格及び公認心理師資格とともに障がい児支援に専門的知識を有する者が保育園を巡回し、それぞれの障がい児の発達特性に応じた効果的な支援策の助言を行うことで障がい児の集団での育ちを支援します。

続きまして、保育園のICT化の促進です。公立保育園でのICT化を促進するため、クラス担任に1台のスマートデバイスを配備します。

続きまして、3ページをご覧ください。

こども誰でも通園制度です。保育所に通っていない0歳6か月から3歳未満の子どもが、月一定時間まで保育施設を利用できるこども誰でも通園制度が始まります。

続きまして、お昼寝用簡易ベッドの導入です。計画的に公立保育園へお昼寝用簡易ベッドを導入し、安全、衛生面の向上を図るとともに、大きな布団の持ち運びが不要となることで、保護者の負担を軽減します。

続きまして、こども園の誘致及び幼稚園の認定こども園化です。年度途中の待機児童解消、新機能都市開発事業エリア周辺の住宅建設等により起こる新たな保育ニーズへの対応

のため、新たに令和9年4月から開園するこども園を誘致するとともに、廿日市市東区域の幼稚園の認定こども園化を支援します。

続きまして、ほいくの未来応援補助金の実施です。私立の認可保育施設における人材の確保と定着が図られるよう、保育士の雇用継続や保育士資格の取得について支援します。

続きまして、紙おむつ用ごみ箱の設置です。乳幼児の保護者が多く来所される子育て支援施設に、衛生面に配慮した紙おむつ用ごみ箱を設置します。

続きまして、4ページをご覧ください。

こちらは基本方針②についての取組です。

まず、こども・若者の意見の反映です。子どもの意見表明、聴取の意義等の全職員向けの研修及び市の他イベントと連携した子ども・若者の声を聞くワークショップを開催し、よりよい施策展開につなげます。

続きまして、部活動の地域展開です。地域の資源を活用し、生徒の多様なニーズに応じた活動を提供できるよう、部活動の地域展開を進めます。

続きまして、学校給食費の負担軽減です。現在、栄養豊かでおいしい食事の提供や食育の推進などを通じて、児童生徒の健康状態の改善等に取り組んでおります。このたび、小学校給食費の無償化、中学校給食費の半額支援を実施し、保護者の経済的負担を軽減します。

続きまして、安心な教育環境の充実です。屋内運動場、体育館での授業にICT技術を活用するため、順次、各学校に無線アクセスポイントを整備していきます。

続きまして、5ページをご覧ください。

小・中学校のリニューアルについてです。小・中学校施設の安全安心な教育環境を確保するため、必要となる各種調査、設計業務、老朽化対策工事を実施します。

続きまして、小・中学校空調設備整備事業です。学校活動中の熱中症リスクの軽減及び避難所としての快適性を確保するため、屋内運動場への空調整備に取り組みます。

続きまして、奨学金の貸付けです。将来の社会のづくり手となる人たちが希望に沿って安心して就学できるよう、奨学金の貸付けを行います。

続きまして、姉妹都市に派遣した青少年の活動の支援です。令和7年度に姉妹都市マスタートーンへ派遣した青少年を中心とした経験者の会が行う国際交流や多文化共生のための活動を支援します。

続きまして、6ページをご覧ください。

続きまして、基本方針③に関わる取組です。

まず、こどもを支える環境づくりです。児童生徒の心の変化を把握するためのアプリを導入するとともに、引き続き子どもつながり支援員を配置します。

続いて、いじめ対策・未然防止です。生徒指導指導員、生徒指導相談員、特別支援教育アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家の支援を受け相談体制を充実させるとともに、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ防止対策委員会を活用し、いじめへの適切な対応とともに、いじめの未然防止に努めます。

続きまして、7ページをご覧ください。

基本方針④に係る取組についてです。

初めに、学びの環境づくりです。多様な学びの機会の提供や学びを活動に生かす機会の充実などに取り組みます。

続いて、文化芸術振興計画の策定です。文化芸術の推進に向けた本市の将来ビジョンや方向性について調査研究を行います。

続いて、原市民センターのリニューアルについてです。原市民センターにエレベーターを設置し、トイレ等の内部改修及び外壁、屋根改修工事を行います。

続きまして、女子野球タウンの推進です。メディアを活用したプロモーション事業を実施することで、女子野球タウンの取組の認知度向上を図るとともに、女子野球の裾野拡大などを目指します。

続いて、8ページをご覧ください。

基本方針⑤に係る取組です。

まず、ふるさと学習事業です。小・中学校の児童生徒が、魅力ある郷土の歴史や文化をはじめ、先人の努力や知恵を学ぶことや、郷土を素材とした体験的な活動を通じて、課題を自ら見だし、協働して探究活動に取り組む態度を育てるとともに、ふるさと廿日市への愛着と誇りを育てます。

続きまして、埋蔵文化財の価値の発信です。冠遺跡群や向原石畳などの特徴的な埋蔵文化財の調査を進め、その価値の発信に取り組みます。

続いて、宮島の伝統的建造物群保存地区の保存の推進です。伝統的建造物の保存、修理に関する補助を実施し、重要伝統的建造物群保存地区内の歴史的な町並みを次代に継承します。

続いて、9ページをご覧ください。

(仮称) 宮島ミュージアム整備に向けた取組です。宮島の歴史文化や産業の歴史を学び、将来に伝える役割を担う(仮称) 宮島ミュージアムの整備に向けた取組を進めます。

続きまして、宮島歴史編さん事業です。宮島の積み重ねてきた歴史とその価値を守り、正しく継承していくため、体制強化を図りながら、資料調査及び収集資料等のデジタル化に取り組み、宮島の歴史を編さんしていきます。

続きまして、世界遺産登録 30 周年記念事業です。令和 8 年は、厳島神社が世界遺産に登録されて 30 周年を迎えます。国内外から 500 万人近くの人々が訪れる宮島を持続可能な観光地として後世に継承するため、世界遺産登録 30 周年を記念した様々な事業を通じて、宮島の普遍的価値をはじめ、宮島の自然、歴史、文化、歴史的な意義と価値を理解し深めるとともに、宮島の魅力を国内外に向けて発信します。

以上が資料 2、令和 8 年度の子育て・教育関連の主な事業の説明になります。ありがとうございました。

○松本市長

それでは、ただいまの説明に対してご質問等ありませんか。

○事務局(堀江課長)

市長、よろしいですか。

○松本市長

はい、どうぞ。

○事務局(堀江課長)

協議事項(1)について、確認したい事項がございます。後戻りとなりますが、申し訳ありません。

第 3 期教育大綱につきましては、この総合教育会議の場で議論を重ねてまいりまして、この令和 8 年 4 月 1 日より新たな教育大綱でスタートしたいと考えております。

先ほどご意見を大きく 3 点いただいたところを、預かって、次またご報告するという機会がございませんので、ここで最終確認をさせていただきたいと思っております。

大きな視点でいいますと、まず方針⑤「地域を知り、守り、活かし、伝え、ふるさとを未来へつなぎます」。こちらにつきましては、「地域」というところを「ふるさと」に変え、「ふるさとを知り、守り、活かし、伝え、未来へつなぎます」というところで議論が終わったと思っておりますが、こちらについて、事務局としては修正したいと考えております。最終よろしいでしょうか。まずは 1 点でございます。

○松本市長

どうですか。先生のご指摘だったと思います。

○山川委員

ほかと合わせたときにもそのほうがすっきりしているかなというところと、さっき言ったとおりで全体の理念につなが言葉なので、頭出し、むしろ命と同じように鍵括弧でつけてもいいぐらいだと思っています。

○事務局（堀江課長）

分かりました。

○松本市長

よろしいですかね。じゃ、そのようにさせていただきます。

○事務局（堀江課長）

残り2件のウェルビーイングを入れるかどうか。また、漢字の「活かす」。こちらにつきましては、全体の調整を見ながら事務局預かりとさせていただきますと思います。そちらでよろしいでしょうか。

○松本市長

事務局のほうで預からせていただいて、よろしくをお願いします。

それでは、改めまして、先ほどの今年度の予算についてご質問等ありましたら、よろしくをお願いします。

正原委員。

○正原委員

正原でございます。

何点かありますが、まず一つ、1ページ目ですけれども、一番下のところで5歳児健康診査（相談）の事業について、前年度と比較して、大体おおむね3分の1の事業規模となっていますが、これは何か理由がありますか。

○松本市長

はい、どうぞ。

○事務局（山下室長）

子育て応援室のほうからお答えいたします。

昨年度は、職員の人件費を入れていましたが、事業を精査しまして、健診そのものに対する経費を計上したために減っております。ただ、事業の内容につきましては、7年度、

8年度で相違はございません。

以上になります。

○松本市長

よろしいですか。

○正原委員

ありがとうございました。

続いて、質問いたします。

3ページ目、2つ目のお昼寝用簡易ベッドの導入について、ここも同じように予算が大体半分ぐらいになっています。説明を見ると計画的にと書いてありますので、計画的にこのようになっているのかお尋ねしたくご質問いたします。

○事務局（村上課長）

こども課長の村上です。

計画的に3か年で行う予定にしております。それぞれ園の規模が異なるため、年度ごとに額に多少ずれが生じています。

○正原委員

ありがとうございます。

もう一点ございます。5ページ目です。同じような観点からの質問ですが、奨学金の貸付けの部分でございます。こちらの予算規模については、大体4分の1以上削減されている状況ですが、これは何か理由があるのかということと、事業の実績としてはどの程度あるのかということをお2点ご質問したいと思っております。

○事務局（宮崎課長）

教育総務課の宮崎でございます。

奨学金につきましては、近年、国や県の制度が充実してきており、本市の利用者が減少傾向にありました。そこで見直しを行いまして、令和7年度から貸付月額を増額や、これまでは本市の奨学金を利用される方は他の奨学金を使えないという制度だったのを、併せて使っていただけるようにしました。令和7年度の予算は、他の制度との併用を可能としたため、見込みを100人以上と多く見立てて組ませていただきました。結果、新規の貸付者が10名と、近年の1名、2名からすると増えましたが、予算からすると乖離が出た状況でございました。令和8年度は、令和7年度の10名から倍程度の20名と見立て予算を組ませていただきました。予算上その部分が減った状況になっております。

以上です。

○松本市長

そのほか何かございませんでしょうか。

古谷委員、お願いいたします。

○古谷委員

古谷でございます。

基本方針①番のところですが、この部分の3行目、家庭や地域、学校、保育園等の福祉施設、医療機関、行政、事業者などのつながりについて、今回上げられている事業計画案の中に、これらの関係機関がつながるような事業が見受けられません。どのような形で事業化していくのか、もし案があればお聞かせいただきたいです。また、今回一覧に入っていない理由をお聞かせいただけたらと思います。

○松本市長

お願いします。

○事務局（山下室長）

子育て応援室からは5歳児健診についてご説明したいと思います。

5歳児健診ですけれども、年中さんのお子さん、幼児の検査をいたします。その際には、あらかじめ保育園から心配なお子さんの情報をいただきます。健診を行いまして、そちらで心配なお子さんがいらっしゃるようでしたら、その後、保育園や幼稚園に情報をフィードバックいたします。検査で気になるお子さんがいましたら、医療機関や療育施設につなげます。また、この5歳児健診の結果を学校教育課に伝える試みを始めております。実際には今回、年中さんから始め、そのお子さんが小学校に入学していくというと2年、3年先ですので、どうなるか今の段階では不明ではありますが、つながりをつくっていくという事業を行っております。

○事務局（村上課長）

こども課です。

こども課では、保育園からの視点になりますが、医療的ケアを必要とするお子さんが3名いらっしゃいます。今年度までは保育園が自前で看護師を雇って対応させていただくことを、1園で行ってまいりました。来年度以降は医療機関と連携し、訪問看護の仕組みを導入いたします。その関係で、佐伯地域、大野地域、廿日市地域の3園で、保護者の希望に応え制度を導入したところでございます。

○松本市長

古谷委員、いかがですか。

○古谷委員

勝手に、文脈から総合的な、包括的な連携と思っていましたが、どちらかというところも課さんと医療機関だったり学校関係だったりをつなぐという意味でのつながりという解釈をしたらよろしいということでしょうか。

○松本市長

今はいろんな施策をやっていく中での、小さなつながりかもしれません。ですが、今後必要があれば大きな体系の中で連携を図る必要があると思っています。やはり子育てを応援していくというのは社会全体で必要のあることだと思っています。まずはスタートラインに立たせていただいて、様子を見ながら行っていくということになろうかと思います。

○古谷委員

ありがとうございます。

もう一点、基本方針②番です。細かい話になってしまいますが、3つ目の事業、学校給食費の負担軽減について、これが果たして基本方針②の分野の事業計画なののでしょうか。どちらかというとも基本方針①に入ってくるんじゃないかなと個人的には思います。「子どもが自らの可能性に挑戦し、未来を切り拓くための「生きる力」を育みます」という中で、学校給食費の負担軽減はどちらかというとも家計支援の側面が強いと思います。

○事務局（臼井課長）

学事・食育推進担当課長です。

確かに策定において①にするか②にするか検討をさせていただきました。その中で、経済的負担として考えると①になると思います。ただ、給食自体は、生きる力として、栄養面の確保も含め、食育は教育の一環であり、ぴったり基本方針の①、②と振り分けるのが難しい事業と思っておりますが、②の事業とさせていただいているような経緯でございます。

○古谷委員

分かりました。ありがとうございます。

最後に、基本方針③で、説明文章の7行目、ゲートキーパーの育成やとありますが、この育成事業が今回入っていないようです。今後の計画等について教えてください。

○松本市長

既存の事業の中にあつたような気がしますね。

○事務局（福田係長）

ゲートキーパーの育成については、本市の人権・市民生活課、健康福祉総務課で、自殺対策として健康推進事業を実施しております。具体的にはゲートキーパー養成講座というものを通して、様々な悩みや生活に困難を抱える方に早い段階で気づいて対応できる人材を育成する。また、メンタルヘルスに関する正しい知識や自殺対策の取組の周知などを行うとして、令和8年度予算へ計上し、取組を実施することとしております。

以上です。

○古谷委員

これは予算がないのでしょうか。

○事務局（福田係長）

予算はありますが、全てを網羅すると非常に何枚にもなるため、今回はこども・教育に絞り載せています。

○古谷委員

ありがとうございます。

○松本市長

そのほか何かございますでしょうか。

石角委員。

○石角委員

失礼します。

1 ページですが、佐伯高校の魅力化支援について、県立学校再編等で、県立学校の動向が注視されているところですが、地元の学校の佐伯高校について、以前から支援を続けてこられていると思いますが、先日、沿線部の駅で佐伯高校の生徒に出会い、この近くで下宿をして、今から佐伯高校へ行くと言っていました。沿岸部でも苦勞して応援体制を整えられているんだなと思っています。このように、実際県外からどのぐらいの子が来ているか教えていただきたいというのが1点目です。

2点目は、2ページの3番目のこども食堂等への支援です。予算が120万。ほかの事業に比べたら非常に少ない額だと思います。これで成り立つものなのかお尋ねします。

最後に、8ページのふるさと学習について、力を入れ各学校で取組を行い、何年にもなるかと思っています。これも他の事業に比べると少ない額だと感じます。これだけで成り立つ

ものでしょうか。その3点ご説明いただければと思います。

○事務局（正木室長）

中山間地域振興室、正木でございます。

まず私からは佐伯高校について答弁させていただきます。

まず、おっしゃられるとおり下宿につきまして、高校周辺及びこちらの沿岸部のほうにも1件ほどございます。また、民間のアパート等を借りた場合にも支援をさせていただいているという状況でございます。県内や県外からは、令和7年度につきましては、1年から3年まで合計いたしまして32名が下宿の補助金を使われています。広島県の端から来られている方というのもいらっしゃいますので、そういった方が使われているという状況でございます。

○事務局（山下室長）

子育て応援室からはこども食堂についてご説明いたします。

現在、廿日市市内にこども食堂は、約8団体あります。この8団体のこども食堂は、活動が2か月に1回から月2回と、かなり幅広となっております。活動資金は、市以外からの補助金が大体年間基本8万円程度出ております。また、最近国から中間支援団体に補助が出て、中間支援団体から直接こども食堂さんに補助金が出るという形を取っております。

今回のこども食堂の支援ですが、これが物価高騰に対する支援でして、物価高騰のためにこども食堂の運営のほうに難しいところに対して出す補助金になっております。1団体当たり10万円を上限にしておりまして、現在、予算計上時点で8団体程度であると把握していましたので、金額としては十分だと考えています。

ちなみに、先日こども食堂の集まる会があり、そのときにお話をお伺いしてみたら、十分というお答えをいただいております。

○事務局（古井課長）

学校教育課長です。

ふるさと学習につきましては、これは各学校の授業の中で取組を行っておりまして、何か外部に委託をするという形で取り組んでいる内容ではありません。講師を招聘するときには謝金が必要として半分ぐらい予算をつけさせていただいて、残りは物品の購入であるとか必要なものを学校で使うときの予算というところで規模感を整えております。ですので、これで特に学校の授業の取組を縮小しているということではありません。今まで積み上げてきたものの中で行っておりますので、この予算規模でもしっかりふるさと学習につ

いては取組が進んでいると考えています。

○松本市長

山川委員、いかがでしょうか。

○山川委員

それでは、個別に質問させてください。

1つは1ページ目です。石角委員と重なるところがありますが、佐伯高校の魅力化支援のところで、地域の中学生の進学先確保及び将来の担い手育成と、「将来の」というのがよく分かりません。高校生であれば、もうその高校生自体が探究の時間等を通して自ら担い手になっていく活動をされるのではないかと考えています。そのあたりが、「将来の」ということと一致していないと考えております。ご説明をいただけたらと思います。もしかすると、戻ってきてくれという、そういうようなメッセージなのでしょうか。

○事務局（正木課長）

将来の担い手でございますが、まず、佐伯地域、吉和地域という中山間地域をしっかりと知っていただく。その対応として、地域の課題を見つけていただくという活動をしていただいているところでございます。これは、佐伯高校を応援する会の助成を使い、名前でいいますとSAEKI QUESTという形で、生徒自らが地域における課題を見つけ出し、それに対しどういったアプローチをすればいいのか、どういった解決方法があるのか生徒自らが考える形を取っております。また、これが面白いのが、プレゼンをしてもらい、そのプレゼンがよければ、予算を出すという形を取らせていただいております。それを実行する中で地域のことをしっかりと知っていただき、これが育成になってくる。大学進学に伴い一旦は地域から出ていくことが予想されております。これは数字を見れば明らかです。しかし、その人たちに帰ってきていただくために、地域をしっかりと知っていただく必要があると考えています。そのために「将来の」担い手という表現をさせていただいているところでございます。

○山川委員

ありがとうございます。私もSAEKI QUESTがとてもいいなと思っています。そうした中で、もしかしたら「将来の」というプレッシャーをかけないほうが、課題解決の担い手という点でいいのかもしれないと感想として思ったところです。

2点目ですが、2ページの2つ目の新の児童養護施設退所後の支援について、あまり詳しくないため伺いたいのですが、いわゆるアフターケアというのが非常に弱いと聞いてい

るのですが、こちらは、アフターケアというとソフトの面だと思いますが、これは場づくりのほうなのでしょうか。教えてください。

○事務局（山下室長）

アフターケアをするための施設に対する補助金になっております。児童養護施設の退所者の方は、出身した児童養護施設にアフターケアの専門職員さんというのはいらっしゃいまして、大体定期的にあフターケアをしています。こちらは例えば様子伺いですとか困ったときのケアになります。ただ、やはり児童養護施設を一旦退所してしまった後に、例えば病気を理由にメンタル不調となり、実家に帰るような感覚で一時的に施設に戻りたいと言っても、今現在そういった受け入れる施設がありません。そういった意味で、児童養護施設のほうに、イメージ的には皆さんが里帰りするみたいな感じで、そういった施設をつくるための補助金、ハードの補助金になります。

○山川委員

ありがとうございます。退所後のアフターケアについては長く課題視されているということは私も認識しておりまして、非常に難しいなと思っている中で、例えばこのアフターケアの施設に地域連携を加え企図されとか、場を整えても、今ある人だけで行うのであれば結局また業務があふれてしまい成り立たないと思いますので、地域連携の工夫を取り入れていただけるといいなと思いました。ありがとうございます。

○松本市長

これは実は子ども議会で令和5年に子ども議員さんからの意見であった、支援をしてほしいというところから始まっています。

○山川委員

よく分かります。やっぱり退所後は本当に不安で、頼るところは施設の職員さん。でも、施設の職員さんは今いる子どもさんで非常に大変だということにも伺っているので、よい試みだと思いますが、過重負担にならないように少し意識していただいて。ありがとうございます。

最後に、2つあります。一つは、石角委員と大分重なっております。4ページの子ども・若者の意見の反映と、石角委員がおっしゃっていたふるさと学習の両面に関してです。いずれもやはり予算がやや少なめというところで、もうこれで足りていますとご説明をいただいたのですが、若者や子どもがアイデアを出して行って、それいいですねと言って大人が引き受けるだけじゃなく、若者が出して、自らそれを一緒に実現していくというよう

なプロセスが非常に重要ななと思っています。

おととい岐阜県飛騨市に行っていたんですけど、飛騨市は飛騨市学園構想の中で、保育園から高校までを一つの人材育成としていまして、それ全体で学園構想と言っています。第1章、2章、3章と進んだときに、それを支える大人も成熟していないと、子どもだけにそういう人材育成を求めていくのは、やはり子どもたちにとって見てもおかしいんじゃないかということで、生涯学習とセットとした飛騨市学園構想を新生という形で改めようとしている状況です。その中で、子どもたちが探究的な学習の中でアイデアを持っている提案していきますが、それが施策として実現していただいた、それを報告を受けるときに非常に誇りに思うということと、もう一つは、言ったことを事業者の方などと一緒に実現するという。私が見せていただいたのは、町の中にベンチが少なく、外に出たときにおしゃべりや、大人も子どもも含めて休むところが少ないという課題を発見して、飛騨の事業者の方につないでもらい、クラウドファンディングと、事業者の方が自ら事業化するという形で、円形ベンチを幾つか作り、子どもたちと一緒に作りましたということで、それが町に並んでいるので、子どもたちはわざわざそれを利用するということもあり、そういった事例でした。何か意見を言う、それを大人が受け止めるというのは大事ですが、それを一緒に実現していくというプロセスを行うとすれば予算は足りないんだろうと思っています。あるいは社会が成熟してくれば、クラウドファンディングとか、こちらで予算を準備しなくても、民間事業者のほうが一緒にやりましようとなっていくと思いますが、何かもう一歩進むような仕掛けがあるといいなと思います。

○事務局（村上課長）

今、予算が30万円です。委員のおっしゃるとおり、本当にこれからの課題として今捉えておるんですけども、前回この会議においてこども計画の説明をさせていただきました。計画を策定するに当たり、若者にアンケートを取ったんですけども、若者の7割、8割が、市に意見を伝えても何も変わらない、要は諦め感というのがすごく伝わってきました。今年度、こども若者ミーティングを小・中学校年代、18歳以上の若者年代で2回に分けて行いましたが、集客に本当に苦労いたしました。

なので、この予算というのは、まずは私たち市役所職員の意識を変えていこうという予算になっております。子ども施策は私たちこども課だけが行うものではないと考えています。例えば今から公園をつくらうといたします。そこで、建設部であっても子どもを巻き込んでワークショップをやるという意識づけが必要だと考えます。そういったところから始

める予算ということで、ちょっと少額になっておりますが、最終のゴールは子どもたちが自分事として動いていただけるというような社会を目指してまいりたいと考えております。

○山川委員

ありがとうございます。

もしかしたらふるさと学習ともつなぐと、もっと意見を言う子どもたちが出てくるかもしれないですね。それこそ生田先生よくご存じの宮島提言というのは、恐らくふるさと学習の成果として、宮島をどうしたらいいという提言をしていく。それは学校教育の中に組み込まれているので、今の子ども若者の意見反映へとつないでいくと、10名どころかという規模になるかもしれません。両方ともつながっていくような気がしております。

○松本市長

これからしっかりと、物を言えば何かが変わるんだという機運を醸成していかないといけないと思います。しっかりやっていきましょう。

○山川委員

最後に1点。5ページの新しい姉妹都市に派遣した青少年等の活動の支援ですが、これはもう以前からあるものですので、青少年派遣経験者の会ができているのかもしれませんが、経験者だけではなく、マスタートンに行ったところで、市としてもお金も出しているのです、それに対する説明責任的なところとか、受益者に対する要望に近いのかもしれませんが、もう少し開かれている形で開催されてもいいと思いましたが、いかがですか。

○松本市長

どんなイメージでやろうと思っている。

○事務局（伊東課長）

まちづくり支援課長の伊東でございます。

事業実施は国際交流・多文化共生室が行っておりますが、私が代わりに説明させていただきます。

この事業は、今年度マスタートンへ派遣された中高生5名が今後その経験を生かして、桜まつりで姉妹都市を紹介する内容を展示するといったことや、派遣者の会は国際交流に関心を持つ人にも範囲を拡げ、経験を話す機会を設けるなどの事業を行うときに、国際交流協会に事業を委託しております。そういった、国際交流協会の職員が支援する際の人件費などを予算化しているものでございます。

○山川委員

ありがとうございます。小さなコミュニティーをつくって、そこから少しずつ広がっていくということだと思います。広がっていただけたらと思います。

○松本市長

そのほか何かございますか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、続きまして次第5です。報告事項、廿日市市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についてです。

○事務局（古井課長）

学校教育課長、古井です。

資料3の健康確保措置実施計画をご覧ください。

教員の処遇改善と働き方改革を目的として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法という法律が改正されました。この改正に基づきまして、服務監督権者である市教育委員会において、国が定める指針に即して業務量管理・健康確保措置実施計画を定め、3月の教育委員会会議で議決をいただいているところです。

また、この指針において、本計画の内容や措置の実施状況について、総合教育会議において報告するとされていることもあり、本日、基本計画についてご説明をさせていただきたいと思います。

それでは、開いていただいて1ページ目をご覧ください。

1の計画の趣旨・現状についてです。

(1) 計画の趣旨の3段落目をご覧ください。本市におきましては、平成31年に学校における働き方改革取組方針を策定し、二度の改定を経ながら働き方改革に取り組んでまいりました。下から3行目になるんですけれども、この学校における働き方改革取組方針をこれまでの成果と課題を基に再整理し、本計画を策定したというものでございます。

2ページをご覧ください。

(2) 本市の現状を表でまとめて示しております。それぞれの表題にあります子どもと向き合う時間の確保の状況など4つの状況について、学校における働き方改革取組方針を策定した平成31年度と令和6年度を比較し、現状を示しております。4つのいずれの状況においても数値の伸びが見られ、一定の成果が現れております。しかし、依然として約3割の教職員が、子どもと向き合う時間が確保できていないと感じていたり、中学校における時間外在校等時間が45時間を超える割合が高くなっていたりという課題が見られておりますので、引き続き取組の充実を図る必要があると考えております。

4ページをご覧ください。

2の目標、3の計画の期間についてでございます。目標は、大きく2つの視点から設定しております。1つ目が、時間外在校等時間に関わる目標、2つ目が、ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標となっております。計画の期間につきましては、国が示しております期間に準じて、令和8年度から令和11年度と設定しております。

5ページをご覧ください。

4の実施する業務量管理・健康確保措置の内容についてです。

(1)におきましては、設定した目標を達成するために、まずは教育委員会が重点的に取り組む内容を、国が示す業務の3分類を踏まえて整理をしております。この業務の3分類とは、注釈のほうに書かせていただいておりますけれども、学校以外が行うべき業務、教師以外が担うべき業務、教師の業務だが負担軽減が可能な業務というふうに国のほうから示されておまして、この3分類を踏まえて整理をしております。例えば、5ページの真ん中の下のほうになるんですけれども、イの教師以外が積極的に参画すべき業務における調査統計等への回答への措置としましては、グーグルフォーム等の汎用クラウドツールを活用することにより、市教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減するというふうにしてしております。このように、業務の3分類を基に、それらの業務に対する措置を重点事項として整理をして示しています。

6ページをご覧ください。

6ページから7ページにかけて示しております学校における措置の推進では、学校の現状に合わせて取組の徹底や見直しを図ることや、デジタル技術の活用、また学習指導や生徒指導において多面的かつ柔軟な対応を組織的に行うための体制整備について示しております。

8ページをご覧ください。

5の関連する取組及び今後のフォローアップについてでございます。

1つ目のポツにございますように、取組の着実な実行を図るため、市内の各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、教育委員会会議及び総合教育会議において報告するとともに、廿日市市のホームページで公表することとするとしております。本計画の実施の状況等につきましては、今後もこの総合教育会議においてご報告させていただくこととしております。

今後は、本計画に基づき、教職員の働きやすさと働きがいの両立、児童生徒によりよい

教育を行うことを目指し、取組を進めてまいろうと考えております。

説明は以上でございます。

○松本市長

この件に関しまして、報告事項ということで、本件は以上で終了させていただきます。

これをもちまして本日の議題は全て終了となりますが、終わる前に教育長のほうから一言ご挨拶させていただきます。

○生田教育長

ありがとうございました。

特に大綱につきましては、今年度当初からいろいろ、本当に細かな文言までご意見いただき、これから5年間の方向性が定まったと思います。ちょうど未来ビジョン2035もスタートの年、それから小・中学校の学習指導要領改訂の年に当たります。そういった中で、定めていただいた5つの方針を踏まえて廿日市の教育行政をしっかり充実していきたいと思っております。

また、予算では、ただ子どもたちの声を聞くだけではなく、それを実際の活動につなげていきます。これまでも子ども議会、それから昨年から小学生の市長と一緒に小学校へ行ってディスカッションというのも行っており、しっかり声は出てきておりますが、これを活動にしていくことを今後進めていきたいと思っております。今、ふるさと学習の中でも、企画だけじゃなくて、企業と一緒に何か実行に移すという活動をしているところもありますが、それは先ほどの大綱の中で未来をつくる人づくりという理念にしっかりと迫れるように、子どもたちが当事者になり実践力を発揮するような活動を今後さらに深めていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○松本市長

皆さん、今日は貴重なご意見を賜りました。本当にありがとうございました。

それでは、進行を事務局に返します。

○事務局（堀江課長）

長時間にわたりご議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第3回総合教育会議を終了いたします。皆様お疲れさまでございました。